

理容師養成施設及び美容師養成施設の
適正な運営の確保に関する検討事項

第1 教員に関すること

1 専任教員の配置基準について

専任教員は、特定の一つの課目のみを担当する専任の教員としており、配置する数及び課程間の兼任について規定しているが、常勤職員との関係が不明確であることから、専任教員が常勤職員である旨を明確に位置付ける必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。(昭和42年通知)
- ② 昼間課程及び夜間課程においては、教員数の2分の1以上が専任であること。(平成10年省令)
- ③ 通信課程においては、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。(平成10年省令)
- ④ 専任教員は、1の養成施設に限り専任教員となることができる。ただし、1の養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、①の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができる。(平成10年通知)

【調査結果】〔(資料2) 調査結果P2、P77〕

- ① 指導状況
「専任教員を常勤職員とするよう指導している」ものは、厚生局8件(100.0%)、都道府県10県(47.6%)
- ② 養成施設の状況
ア 「常勤職員としている」は、昼間課程259件(73.0%)、夜間課程22件(61.1%)、通信課程158件(60.3%)
イ 「非常勤としている」は、昼間課程2件(0.6%)、夜間課程2件(5.6%)、通信課程8件(3.1%)
ウ 専任教員は、「常勤職員とする必要がある」171件(48.2%)、「非常勤職員でもかまわない」155件(43.7%)
エ 「常勤職員とする必要がある」171件の理由は、「生徒の指導」が73件(42.7%)、「非常勤職員でもかまわない」155件の理由は、経営等効率的な運営、「能力のある教員の確保」がそれぞれ18件(11.6%)

【ポイント】

- ① 現状の指導に基づいて、「専任教員は常勤職員」としてよいか。
- ② 「専任教員」が非常勤職員であることにより、適切な教育に支障を生じることがあるか。

【検討の方向】

理容師及び美容師の資質の向上を図る観点から、平成10年通知の「専任教員は、1つの養成施設に限り専任教員となることができる」ことを前提に、専任教員は常勤の職員とすることを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
ア 他に常勤の職(他の学校の常勤職員、官公庁・病院・事業所等の常勤職員等)を有しない状態としているもの(栄養士、調理師)

イ 1の養成施設等（1の養成施設等に2以上の課程がある場合は1の課程）に限るとしているもの（保健師・助産師・看護師、社会福祉士、介護福祉士）

② 専修学校設置基準

ア 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第1に定めるところによる。（別表第1）

衛生関係	80人まで	3人
	81人から200人まで	$3 + \langle (\text{生徒総定員} - 80) \div 40 \rangle$
	201人から600人まで	$6 + \langle (\text{生徒総定員} - 200) \div 50 \rangle$
	601人以上	$14 + \langle (\text{生徒総定員} - 600) \div 60 \rangle$

イ 教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、3人を下回ることができない。

③ その他

ア 専任 … ある一つの任務だけを担当すること。「一講師」（反対）兼任

イ 常勤 … 臨時ではなく、原則として毎日一定の時間勤務すること。「2名の社員が一している」

ウ 兼任 … 一人で二つ以上の職務を兼ねること。兼務。「首相が外相を一する」（反対）専任。

エ 非常勤 … 常勤ではなく、日数や時間数を限って勤務すること。「一講師」

2 通信課程における専任教員の配置基準について

通信課程の専任教員は、2名を限度として昼間又は夜間課程の専任教員が兼任できることとしているが、面接授業は夏休み等の期間を利用して実施し、添削指導に係る事務は（社）日本理容美容教育センターに委託していることから、運用上支障のない範囲で、通信課程のすべての教員を兼任できるようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。〈昭和42年通知〉
- ② 通信課程においては、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。〈平成10年省令〉
- ③ 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができる。〈平成10年通知〉
- ④ 通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている以外の専任教員は、授業時間数7時間以内（実習を担当する教員の場合は、10時間以内）の範囲で、昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができる。〈平成10年通知〉

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P3、P79〕

- ① 昼間課程又は夜間課程の専任教員が通信課程の専任教員と「兼任している」146件（55.7%）、「兼任していない」70件（26.7%）
- ② 面接授業の実施回数は「1～2回」137件（53.2%）、実施時期は「7月」206件（78.6%）、「3月・8月」179件（68.3%）
- ③ 添削指導は、社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」244件（93.1%）、「一部委託」16件（6.1%）、「すべて自らの養成施設で実施」2件（0.8%）

【ポイント】

- ① 面接授業は夏休み等の期間を利用して実施し、添削指導に係る事務は（社）日本理容美容教育センターに委託していることから、運用上支障はないと考えられ、多くの養成施設が兼任とすることが予想される。
- ② 適切な授業の実施が可能であれば、通信課程の教員は昼間課程等の教員と兼任でも構わないか。
- ③ 通信課程の教育の質を低下させることに繋がらないか。

【検討の方向】

通信課程の教育の質を確保するため、昼間課程又は夜間課程の教員が兼ねることのできる人数の規定は、現行のままとする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

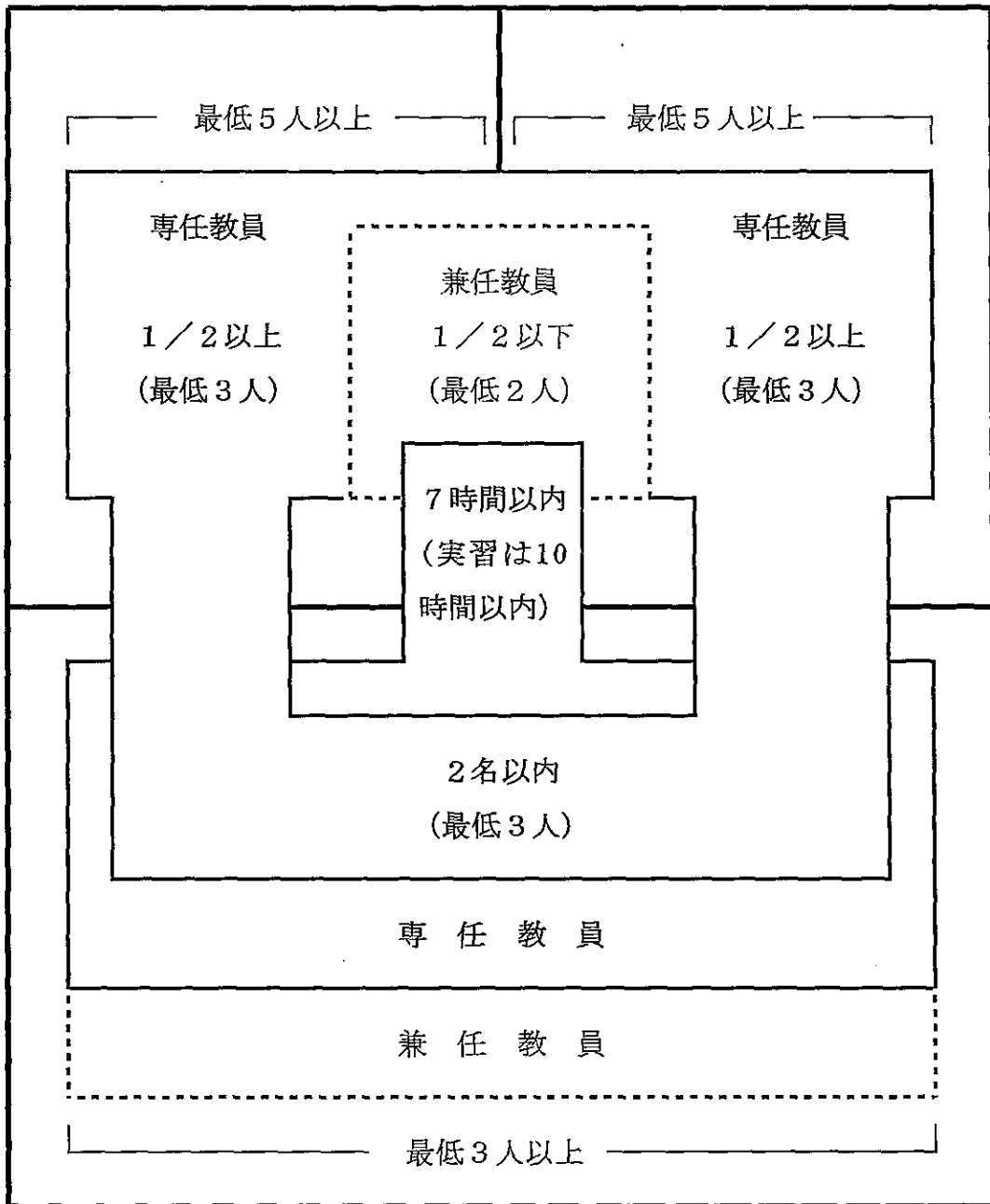
- ① 規定創設の考え方
専任となる者の数は従前を踏襲しているが、新たに2名を限度として兼任できる旨の規定が盛り込まれた。
- ② 他資格制度
ア 専任教員数を義務付けているもの（看護師、社会福祉士、精神保健福祉士）
イ 添削指導員の設置を義務付けているもの（看護師、社会福祉士）
- ③ 専修学校設置規則
専修学校においては通信課程は認められていないため、通信課程の教員に関する規定はない。

(第1-2) 通信課程における専任教員の配置基準

教員の配置基準

(昼間課程)

(夜間課程)



(通信課程)

【昼間課程及び夜間課程 定員80人、通信課程 定員200人の場合】

3 教員の資格要件の明確化について

教科課目のうち、「関係法規・制度」、「物理・化学」、「文化論」及び「運営管理」の教員となれる者は、「学校教育法に基づく大学の卒業者であって当該大学において〇〇学を修めた者」と規定されているが、「大学」及び「〇〇学を修めた者」の考え方が明確になっていない。

(1) 「大学」の考え方

「大学」については、「短期大学」が除かれるか否かが明確にされていないことから、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「短期大学」を除く「大学」とすることを明確にする必要があるのではないか。

(2) 「修めた者」の考え方

「修士等の専門分野を修了した者」又は「一般課程を修了した者」であるのかが不明確であるため、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「修士等の専門分野を修了した者」とすることを明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】 (詳細は別紙のとおり)

- ① 教員は、基準に該当する者であって、かつ、理容師又は美容師の養成に相当であると認められるものであること。〈平成10年省令〉
- ② 「美容師の養成に相当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。〈平成10年通知〉
 - ア 教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - ウ 美容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

【調査の概要】 [(資料2) 調査結果P 4、P 79]

(1) 大学の考え方

① 指導状況

ア 「大学以上と指導」している厚生局4件(50.0%)、都道府県10県(47.6%)

イ 「短期大学以上と指導」している厚生局4件(50.0%)、都道府県11県(52.4%)

② 養成施設の状況

「大学以上」は42.3%、「短期大学以上」は44.8%

(2) 「修めた者」の考え方

① 指導状況

「一般教養課程を修了した者と指導」している厚生局8件(100.0%)、都道府県9件(42.9%)、「専門課程を修了した者と指導」している厚生局0件(0.0%)、都道府県12件(57.1%)

② 養成施設の状況

「一般教養課程を履修した者」は23.3%、「専門課程を修了した者」は46.6%

【ポイント】

- ① 「短期大学」又は「一般課程を修了した者」であっても、理容師及び美容師の教育の質を確保できるか。
- ② 現在、「短期大学」又は「一般課程を修了した者」を要件に採用されている教員の処遇をどう取り扱うか。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 大学の考え方
学校教育法に規定する大学（同法第69条の2第1項の短期大学を除く。）とする。
- ② 「修めた者」の考え方
「〇〇学の学士課程、修士課程又は博士課程を修了した者」等、専門分野を修了した者とする。
- ③ 施行の際、既に採用されている教員については適用しない。
- ④ （社）日本理容美容教育センターが行う「教員研修」の受講資格についても、同様の取扱いとする。

【参考】

- ① 他資格制度
 - ア 大学の考え方
大学、短期大学を書き分けているもの（社会福祉士、介護福祉士）
 - イ 修めた者の考え方
 - （ア）担当する教科内容に関連する専攻分野に係る修士課程又は博士の学位を有する者としているもの（管理栄養士）
 - （イ）大学院修士課程又は博士課程を修了した者としているもの（あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師）
 - （ウ）当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者（社会福祉士、介護福祉士）
 - （エ）大学において教育に関する科目を履修して卒業した者としているもの（保健師、助産師、看護師）
- ② 専修学校設置基準 別紙のとおり

(第1-3 教員の資格要件の明確化)

教 員 の 資 格 要 件

課 目	基 準
関係法規 ・制度	<p>一 旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において法律学を修めた者</p> <p>二 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者であつて、当該大学において法律学を修めた者</u></p> <p>三 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 衛生行政に3年以上の経験を有する者</p> <p>五 旧高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験又は司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者</p>
衛生管理 ・保健	<p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>
物理・化学	<p>一 薬剤師</p> <p>二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において物理学及び化学を修めた者</p> <p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年文部省令第4号）第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号（実業学校教員検定ニ関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であつて、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者</p> <p>四 <u>学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、当該大学において物理学及び化学を修めた者</u></p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p>

課目	基準
文化論	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者 三 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者 (二) 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者
運営管理	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者 三 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者 (二) 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者
技術理論・実習	一 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの 二 理容師又は美容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者
選択必修課目	それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者

- ※1：衛生管理、保健、文化論、運営管理、技術理論及び実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、理容所又は美容所において理容師又は美容師として業務に従事した経験をいうこと。
- 2：文化論及び運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 3：選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

専修学校の教員の資格（専修学校設置基準）

<p style="text-align: center;">専門課程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">入所資格</p> <p style="text-align: center;">高等学校 卒業生</p> </div>	<p>専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者 2 学士の学位を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 3 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上教諭の経験のある者 4 修士の学位又は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位を有する者 5 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
<p style="text-align: center;">高等課程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">入所資格</p> <p style="text-align: center;">中学校卒業生</p> </div>	<p>専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前条各号の一に該当する者 2 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者 3 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 4 学士の学位を有する者 5 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(第1-3 教員の資格要件の明確化)

大学及び短期大学について (学校教育法抜すい)

	大 学	短 期 大 学
目 的	<p>大学は、<u>學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。</u>(第52条)</p>	<p>大学は、第52条に掲げる目的に代えて、<u>深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的と</u>することができる。(第69条の2第1項)</p>
学 部 ・ 学 科	<p>大学には学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。(第53条)</p> <p>大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。(第54条)</p>	<p>第69条第2項の大学には、第53条及び第54条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。(第69条の2第4項)</p> <p>第69条第2項の大学には、学科を置く。(第69条の2第5項)</p> <p>第69条第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。(第69条の2第6項)</p>
修 業 年 限	<p><u>大学の修業年限は、4年とする。</u>ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとする^{ことができる。}(第55条第1項)</p>	<p>第69条第1項に掲げる目的をその目的とする大学は、第55条第1項の規定にかかわらず、その<u>修業年限を2年又は3年とする。</u>(第69条の2第2項)</p>
学 位	<p>大学(短期大学を除く)は、文部科学大臣の定めるところにより、<u>大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</u>(第68条の2第1項)</p>	<p>短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し<u>短期大学士の学位を授与するものとする。</u>(第68条の2第3項)</p>

4 教員の資質の向上について

「衛生管理・保健」、「文化論」、「運営管理」及び「実習」の教員となれる者は、実務経験と併せ、(社)日本理容美容教育センターが行う研修の課程を修了した者にもその資格を付与しているが、理容師又は美容師の資質のより一層の向上を図るためには、研修内容の充実又は再研修の実施等、研修のあり方を見直す必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。(昭和42年通知)
- ② 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの(平成10年省令)
- ③ 厚生労働大臣の認定した研修 別紙のとおり

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P6、P80〕

- ① 講習の課程を修了した教員の資質について、「十分である」養成施設は191件(53.8%)、「不十分である」は31件(8.7%)
- ② 「不十分である」は31件のうち、「再講習の実施」は6件(19.4%)、「講習の延長」は6件(19.4%)、「講習の見直し」は3件(9.7%)

【検討の方向】

教員の資質の向上を図るため、以下の項目等について検討を進めてはどうか。

- ① 教員の資格認定研修の見直し
技術理論・実習の時間数が、他の課目と比較して短いため、時間数を拡大する。
- ② 教員の資格基準の見直し
実務経験年数を3年から4年に引き上げ、養成施設の修業年限と合わせ6年とし、専修学校設置基準の教員資格と同等の資質に引き上げる。
- ③ 再研修の実施
現行の研修は教員の資格を満たすための研修であることから、恒常的な資質を確保するため、一定期間経過後に研修を行う。
- ④ 選択必修科目等の教員研修の実施
エステティック施術による健康危害が度々発生していること等から、選択必修科目等の教員についても、研修を行う。

(第1-4 教員の資質の向上について)

教 員 の 資 格 要 件

課 目	基 準
関係法規 ・制度	一 旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者であって、当該大学において法律学を修めた者 三 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 衛生行政に3年以上の経験を有する者 五 旧高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験又は司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者
衛生管理 ・保健	一 医師 二 歯科医師 三 薬剤師 四 獣医師 五 <u>理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</u>
物理・化学	一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において物理学及び化学を修めた者 三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年文部省令第4号）第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号（実業学校教員検定ニ関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者 四 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において物理学及び化学を修めた者 五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者